

高機能住宅建設促進モデル事業助成金

助成の趣旨

資源の長期活用や温室効果ガスの削減により環境負荷の低減を図る「長期優良住宅※1」及び「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH※2」という。）」の普及と、公社分譲地の販売促進を図るため、長期優良住宅又はZEHの新築・購入に要する費用の一部を「助成」する。

- ※1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項に基づく認定を受けた住宅
- ※2 ZEH ZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満足する住宅をいう。

助成金の額

50万円を助成します。

助成対象となる住宅

次の全てに適合する住宅が助成の対象となります。

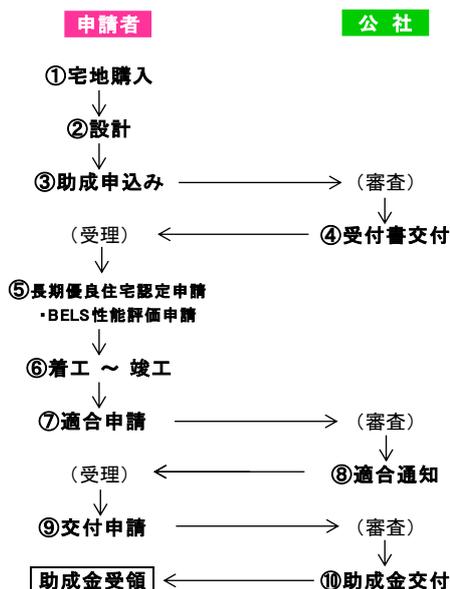
- (1) 高機能住宅※1であること。
- (2) 申請する住宅がZEHである場合は、ZEHビルダー※2によって設計、施工されること。
- (3) 助成金の申請者が、常時居住する住宅であること。
- (4) 専用住宅であること。
- (5) 公社との分譲宅地売買契約後、1年以内に住宅の着工が見込まれること。

- ※1 長期優良住宅又はZEHをいう。
- ※2 ZEH支援事業の実施に際し、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されている事業者を

申込み手続き

- 建設助成事業 居住者が高機能住宅を建設する際に助成
- 購入助成事業 建設事業者が予め建設した高機能住宅を居住者が購入する際に助成

建設助成事業の場合



購入助成事業の場合

